

第5章 使用した調査票

長野県「消費生活に係る県民意識調査」 調査ご協力をお願い

平成24年1月
長野県企画部生活文化課消費生活室

皆様には、日ごろから県政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、今後の消費者行政に反映させるため、「消費生活に係る県民意識調査」を行うこととしました。

本調査は20歳以上の県民の皆様の中から2,000人を無作為に選ばせていただいております。調査へのご回答は無記名で記入いただき、回答内容は全て統計資料として扱います。ご回答いただきました皆様の個人情報が外部に漏れたり、他の目的に使用されたりすることは決してありません。

また、調査結果につきましては、まとまり次第、長野県消費生活情報のホームページ(<http://www.nagano-shohi.net/>)で公表いたします。

お忙しいところ大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【ご記入にあたってのお願い】

- 回答には、氏名・住所を記入していただく必要はありません。
- 回答には、濃いえんぴつ、黒又は青のボールペンをご使用ください。
- 回答方法は、あてはまる選択肢の番号を指定された回答数だけ選び、その番号又は番号の横の（ ）に○をしてください。
- 回答が「その他」の場合は、番号の横の（ ）に○をし、具体的に内容をご記入ください。
- 設問によって回答していただく方が限られる場合があります。説明文や矢印に従ってお進みください。
- すべての記入が終わりましたら、お手数ですが同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、**2月8日（水）まで**にご投函をお願いします。

ご不明な点がございましたら、お手数ですが下記へご連絡ください。

長野県企画部生活文化課消費生活室 相談啓発係
電話026-223-6770

ストップ！消費者被害

～正しい知識で賢い消費者に～

だまされないための心得5か条

- 1 はっきり断る
- 2 うまい話はまず疑う
- 3 気軽に財産の内容を教えない
- 4 署名、押印はうかつにしない
- 5 迷ったら一人で悩まず、まず相談

『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、
長野県消費生活センター又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご
相談ください。

【長野県消費生活センター】

長野消費生活センター	・・・	☎026 223 6777
松本消費生活センター	・・・	☎0263 35 1556
消費生活センターおかや	・・・	☎0266 23 8260
飯田消費生活センター	・・・	☎0265 24 8058
上田消費生活センター	・・・	☎0268 27 8517

※このページはお手元に残していただき、ご活用ください。